

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成25年度第1期募集 法律科目試験問題

刑 法

平成24年9月16日（日） 10：00～12：00

○ 解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の事例を読んで、問い合わせに答えなさい。(配点: 40点)

Xは熊本市内にある甲会社の専務である。Xの叔父Aは甲会社の社長であり、Aが引退した暁にはXがAの跡を継いで社長になるものと目されていた。

しかし、ある取引でXが重大なミスを犯したことから、Xに対するAの信頼は大きく揺らぐこととなった。Xは重要なプロジェクトからことごとくおろされ、閑職へと追いやられた。そのためXは、すぐにでもAを殺さなければ、将来自分は社長になれないだろうと考えるに至った。

そこでXはAと不仲であった親戚のYを呼び出し、「Aが甲会社を我がものとしている。何度も忠告したが聞く耳をもたない。一度痛い目に合わなければAは改心しないだろう。協力してくれないだろうか」と述べて、Xと共に「Aを懲らしめる」ようYに依頼した。Yは「Aを懲らしめる」というXの提案に魅力を感じたものの、あまり事が大きくなつては自分の将来にさし障ると考えたため、Xに懲らしめ方について聞いた。すると、Xは「何度も殴って、もう反抗できないようにしてやればいい」と答えたので、それくらいなら簡単だと思ったYはその依頼を受けた。

XがYに協力を求めた翌日、Xらは2人でA宅へと向かった。Aは特に怪しむことなくXらを自宅に招き入れたが、玄関の扉が閉まった瞬間XがAの後頭部を手拳で殴打した。そして床に倒れたAの腹部を、今度はYが蹴りつけた。その後、XとYはこもごもAに殴る蹴るの暴行をふるつたが、その際XはAを殺害するつもりであったのに対して、YはAを痛めつけてやる程度の認識しかなかった。やがてAの体が痙攣はじめ、Aは死亡した。

Aが死亡して一週間後、甲会社の役員らが参集し開かれた会議により、Xは甲会社の社長に就任した。

以上の事実に基づいて、X及びYの罪責について述べなさい。ただし、特別法について言及する必要はないものとする。また、後の鑑定によつても、Aに致命傷を与えたのがXの暴行かYの暴行か判然としなかつたものとする。

以上